

A Quarterly Update of Korean IP Law & Policy

Newsletter

2024 Issue 4

韓国特許庁、特許法施行規則改正で発明者情報に関する手続を強化

産業財産情報の管理及び活用の促進に関する法律の施行

韓国貿易委員会(Korea Trade Commission)に関する最近の動向

特許法院、新たな無効審判で提出された証拠が確定した無効審決の証拠と全て異なる場合でも一事不再理に反すると判断

大法院、特許権存続期間延長登録の基礎となる医薬品の新物質の範囲を限定的に解釈

特許審判院、最初の許可適応症を超えて後続の許可適応症も、存続期間が延長された特許権の効力が及ぶ用途範囲に含まれると判断

韓国法院、商標権侵害に関し初めての懲罰的損害賠償認定

商標共存同意制度、施行4ヶ月で447件受付 - 業界の反応上々

“YESジャパン”旋風、韓国で日本製品の人気上昇

商標権侵害品に対する韓国税関の対応強化傾向

韓国特許庁、特許法施行規則改正で発明者情報に関する 手続を強化

日本弁理士 青木久典

韓国特許庁は新たな特許法施行規則を公布し、同施行規則は 2024 年 11 月 1 日から施行されている。その主な内容を紹介すると、次のとおりである。

1. 発明者の追加または訂正手続がさらに厳格に

現行の施行規則によると、特許権が設定登録されるまでは特別な証憑書類なしでも発明者を自由に追加または訂正することができる。その結果、出願人は発明能力がない者を発明者として任意に追加したり真の発明者を意図的に外したりするケースが生じていた。

新たな施行規則の下では、特許権が設定登録される前であっても別途の証憑書類(特許出願人と追加または訂正される発明者とが署名した確認書類)を提出しない限り発明者の追加または訂正を行うことができなくなる。ただし、特許出願書(※日本での「願書」に相当)に記載した発明者の記載が誤記であることが明白な場合には当該証憑書類は要求されず、また、発明者の死亡などで署名または捺印が不可能な特別な事由がある場合には、その理由を確認書類に記載して署名または捺印を省略することができるという例外が認められる。加えて、新たな施行規則の下では、特許決定後設定登録されるまでの期間において、発明者の追加および発明者の同一性が維持されない発明者の訂正は許容されない点も参考にする必要がある。

韓国特許庁は、新たな施行規則の規定により、無分別な発明者の訂正を防止し、より正確な発明者情報を確保できるものと期待している。これにより発明者の追加または訂正手続が従来より厳格になったことから、特許出願時に正確な発明者記載のための努力が求められる。

2. 発明者の国籍及び居住国の出願書への記載が義務化

現行の施行規則によると、発明者が外国人の場合、その発明者の国籍については記載を望む場合に限り特許出願書に記載されるものとして規定されている。しかし、新たな施行規則の下では、発明者が外国人の場合でも、当該発明者の国籍が居住国と共に必ず特許出願書に記載されなければならない。

この改正の趣旨について韓国特許庁は、韓国の特許法上、発明者が特許を受ける権利を原始的に有するという点において発明者を正確に特定する必要があるとともに、発明者の国籍および居住国は、国家核心技术等の共同技術開発協力が求められる技術分野を把握し中核人材の海外流出を予防するために活用できる情報であることを勘案したものであるとしている。

以上により、今後、韓国での特許出願の際には、発明者の国籍および居住国に関する情報を事前に確保しておく必要がある。

産業財産情報の管理及び活用の促進に関する法律の施行

弁理士 秋淵爽, 日本弁理士 青木久典

韓国において、産業財産情報の収集・生成、整備、管理、活用全般を網羅する内容の「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律」（以下「産業財産情報法」とする。）が2024年8月7日から施行されている。

産業財産情報法は、国家安保関連技術流出防止および効率的な産業財産戦略樹立などのために、全世界5.8億件の特許情報を戦略的に活用できる法的根拠を明示するもので、法律は大きく分けて、1)国家安保・技術流出防止目的の産業財産情報¹の提供、2)技術・産業支援目的の産業財産情報の分析・活用、3)特許情報インフラ構築などで構成されている。

1. 国家安保・技術流出防止目的の産業財産情報の提供

出願中の特許情報を分析・活用できる法的根拠を設け、その分析結果を国家行政機関に提供等するのにおいて技術保護のための機関間の協力体系を構築できるようにする。

従来は、出願後18ヶ月を過ぎた公開特許データのみを活用できたため最新技術の分析及び他の機関への情報提供に限界があったが、今回の産業財産情報法の施行により技術安保に関連する緊急事案に対して直ちに対応できるようになる。

2. 技術・産業支援目的の産業財産情報の分析・活用

研究開発(R&D)、産業支援のために特許情報をビッグデータ化し、韓国企業・研究者などの公開情報を含む特許情報を収集・整備できるようにする。

¹ 本法での「産業財産」とは、「発明振興法」第2条第4号による産業財産権の発生・変更及び消滅の過程で収集され、又は生成される知識財産のことであり、「産業財産情報」とは、産業財産の創出・保護及び活用の段階で特許庁長が収集・生成し、又はこれを調査・分析・加工・連携する等の方法により処理したあらゆる種類の知識又は資料をいう(第2条)。

これを土台として特許情報を加工・分析して世界技術動向を適時に把握し、重複研究を防止するなど、効率的な産業財産戦略樹立が可能になる。

3. 特許情報インフラ構築

特許情報体制(システム)・データベース(DB)の構築及び情報化事業の法的根拠を設ける。

これにより特許情報インフラも構築して総合的かつ体系的な情報管理が可能になると同時に、情報活用度を高めることができるようになる。

なお、韓国特許庁は、産業財産情報法の施行に合わせて「産業財産情報活用基本計画」も年内に樹立する予定としており、この基本計画は、特許情報の戦略的分析・活用のための多様な情報資料(データ)発掘・整備、技術の流出防止及び保護、産業財産情報活用の支援などを包括するものとしている。これに関連し、今年6月には産業界、学界などの外部専門家で構成された「産業財産情報活用基本計画樹立推進団」を発足させ、関連部署、特許情報サービス業者、出願人・発明者などの各界各層の多様な意見を取りまとめて基本計画を作成する予定とのことである。

以上のように、今回新たに制定された産業財産情報法は、国家安全保障、技術流出、ビッグデータの活用などの観点から産業財産情報の活用を拡大しようとするものであり、具体的な政策については今後の動向を見守る必要がある。

韓国貿易委員会(Korea Trade Commission)に関する最近の動向

弁理士 吳賢植, 弁理士 金鍾權

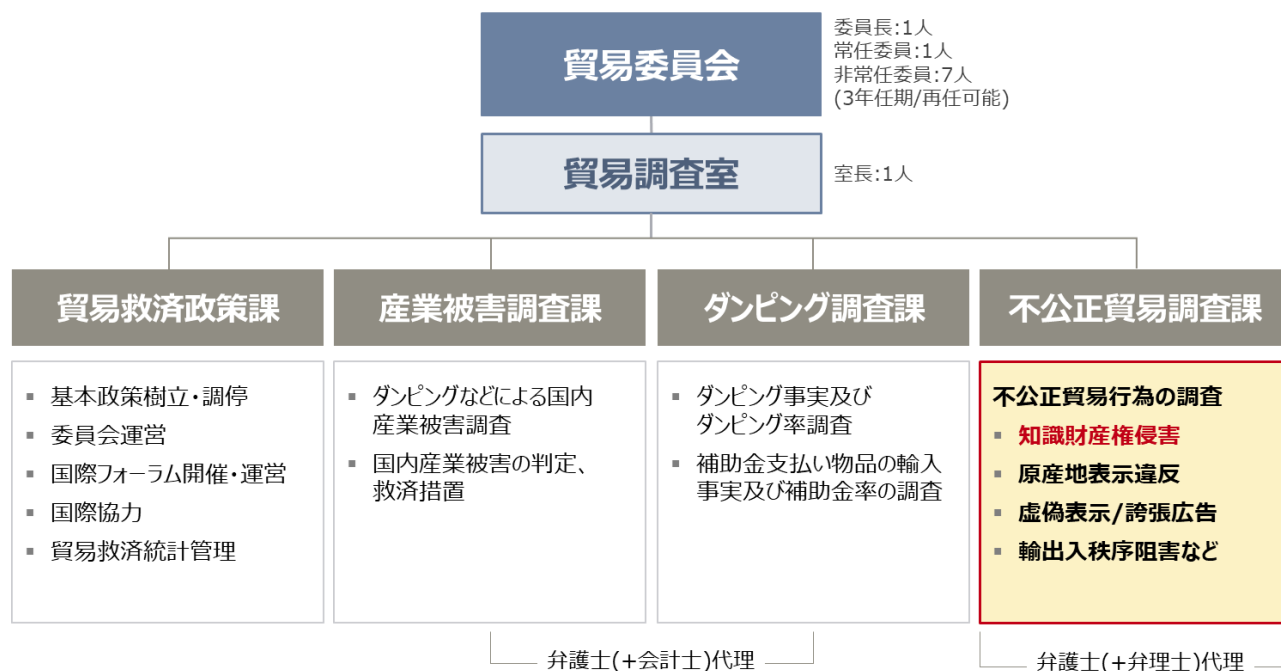
韓国貿易委員会(KTC)は、税関と共に輸入・輸出等の水際取締を行う国家の主要機関であり、米国のITCを除いて日本、EU および中国等にはこのような機関はない。韓国において知的財産の効果的な保護を担う機関として定着している韓国貿易委員会について、今回、その任務としての「不公正貿易行為調査制度」を説明するとともに、最近の主な動向についても紹介する。

1. 不公正貿易行為調査制度

韓国貿易委員会は、不公正貿易行為による国内産業被害の調査、審議・判定、及び救済措置の建議等、『不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律』（以下、「不公正貿易調査法」という）の任務を行うのにおいて、9人の貿易委員会委員の審理と合議を通じて議決し、これを委員会独自の名義で対外的に発表する合議制行政機関である。韓国貿易委員会は、不公正貿易調査法に従って知的財産権侵害物品の輸出入行為等を調査し、判定を行うという意味において準司法的な機関といえる。

韓国貿易委員会は、委員長1人、それ以外の委員8人からなる計9人の委員で構成される。以下の組織図のように、韓国貿易委員会の所属として貿易調査室を置いており、貿易調査室の下に不公正貿易調査課が知的財産権侵害物品の輸出入行為(不公正貿易行為)の調査・判定及び救済措置に関する事項等の業務を行う。

韓国貿易委員会貿易調査室の組織図



不正貿易行為の調査及び制裁に関連して、不正貿易調査法で禁止している内容は、次のとおりである。

- 1) 大韓民国の法令や大韓民国が当事者である条約によって保護される特許権・実用新案権・デザイン権・商標権・著作権・著作隣接権・プログラム著作権・半導体集積回路の配置設計権や地理的表示若しくは営業秘密を侵害する物品等を海外から韓国に供給し又は韓国に輸入若しくは販売する行為、又は韓国から輸出若しくは輸出を目的として韓国国内で製造する行為
- 2) 原産地を偽って表示し若しくは原産地を誤認させる表示をした物品、原産地表示を損傷若しくは変更した物品、又は原産地表示をしていない原産地表示対象物品を輸出・輸入する行為
- 3) 品質等を偽って表示し若しくは誇張して表示した物品等を輸出又は輸入する行為
- 4) 輸出入契約の履行に関連して契約内容と顕著に異なる物品等の輸出入、又は紛争の発生等を通じて韓国の対外信用を損傷させて該当地域に対する輸出若しくは輸入に支障をきたす行為

韓国貿易委員会は、当事者の申請又は職権により不正貿易行為を調査し、不正貿易行為者に対して是正措置を命令するか課徴金を賦課する。

韓国貿易委員会の不正貿易行為調査制度の主な特徴は、次のとおりである。

- 1) 知的財産権の保護範囲が特許権、商標権、デザイン権等のいわゆる産業財産権以外にも、著作権と半導体集積回路の配置設計権、営業秘密等にわたっており広範囲である。
- 2) 調査開始決定日から6月以内に不公正貿易行為の該非を判定しており、他機関(法院、特許審判院等)に比較して低コストで迅速な判定が可能である。
- 3) 回復できない被害等について、調査申請後に暫定措置制度を通じて、不公正貿易行為の中止等の迅速な救済措置を受けることができる。
- 4) 知的財産権侵害に関連し、韓国貿易委員会で侵害と判定された物品と同一の物品について第三者により輸出入がされる場合に、別途の調査・判定手続なしに既判定物品確認制度を通じて迅速な救済が可能である。

以上をまとめると、韓国貿易委員会は、知的財産権侵害を規制する他機関と比較して輸入・輸出・販売行為の中止等といった制裁措置の範囲と種類が多様であるとともに、強力な効力のある決定により不公正貿易行為に対する効果的な救済が可能である。

2. 韓国貿易委員会の最近の主な動向

2024年7月、韓国貿易委員会は、知的財産権侵害等の証拠収集方式として提出書類を根拠としていた既存の調査方式に改善を加え関連者陳述調書と事実確認誓約書による調査方式を新たに追加するとともに、調査過程における営業秘密の提出及び資料管理を強化することにより技術的争点および営業秘密をめぐる当事者間の攻防を活性化することにより、調査が速やかに解決されるよう関連規定を新設した。

加えて、韓国貿易委員会は、調査の迅速性及び企業の防御権保障のために営業秘密の争点については代理人に限り閲覧できるようにする制度(米国の AEO(Attorney Eyes Only)、欧州のデータルーム制度と類似)の導入を積極的に検討しており、また、調査の迅速かつ正確な判断のために、先端装備及び優秀研究人材を保有する研究機関との協力体系を強化している。

こうした韓国貿易委員会の施策のもと、実際に米国や日本等の多国籍企業が中国、日本、韓国等の企業を対象として韓国貿易委員会に調査申請を行い、調査開始された事例も継続的に存在している。

区分 (単位:件)		'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	24.9	計
知財権 侵害	申立	9	12	8	9	13	3	5	8	8	8	83
	調査 開始	9	12	7	8	10	5	5	8	4	11	79

出所: 貿易委員会ホームページ

韓国貿易委員会による調査は、輸入・輸出・販売行為の中止等といった制裁措置の範囲及び種類が多様であり、短期間に強力な効力のある決定がなされる傾向がある。このため、韓国において、権利者の立場では不公正貿易行為に対する効果的な救済が可能である一方、被申請人の立場では迅速かつ広範囲な対応が必要とされる。

特許法院、新たな無効審判で提出された証拠が確定した無効審決の証拠と全て異なる場合でも一事不再理に反すると判断

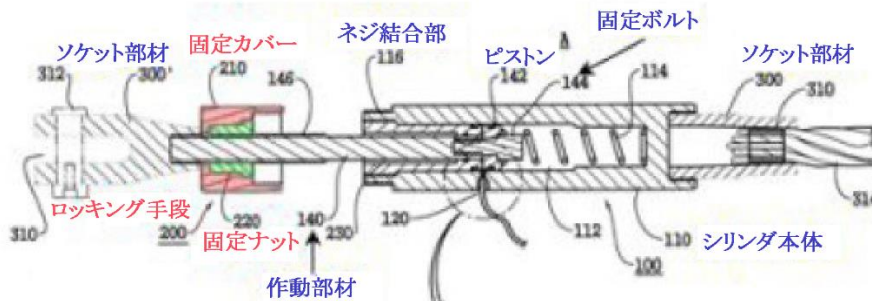
弁理士 金鎬石

韓国特許法院は、無効審決の確定後に請求された新たな無効審判において提出された証拠が既提出の証拠とは重複せず全て異なる事案において、新たに提出された証拠は確定審決の結論を覆すほどの有力な証拠に該当しないため、本件審判請求は確定審決と同一事実及び同一証拠による審判請求であるとして一事不再理の原則に違反し不適法であると判断した(特許法院 2023.6.8.言渡し 2021 ホ 4485 判決)。

事実関係

- 1) 本件特許発明は「建築物の油式・空気圧式ケーブル張力調節装置」に関するもので、請求の範囲は独立項である請求項1を含め計5つの請求項からなる。原告は本件特許の全請求項は比較対象発明により進歩性が否定されるという理由で無効審判を請求したが棄却され、その審決がそのまま確定した(以下「従前確定審決」)。その後、原告は確定審決での比較対象発明とは全て異なる先行文献を証拠として提出し、無効審判を再度請求した。
- 2) 特許審判院は、本件請求項1、2、3、5の発明については先行発明によって容易に発明することができ進歩性がないとして無効と判断した。一方、本件請求項4に対しては「原告が新たに提出した先行発明は、本件請求項4の発明と関連しては従前確定審決を覆すほどの有力な証拠ではないため、本件請求項4の発明に対する審判請求は従前確定審決と同一事実及び同一証拠によるもので一事不再理の原則に違反して不適法である。」という理由により却下する審決を下した。これに対し原告は、請求項4に対する却下審決に対して審決取消訴訟を提起した。
- 3) 本件特許の請求項4は請求項1の従属項であって、その特徴部分は「シリンダ本体(110)の後段にネジ結合部(116)が形成されて固定カバー(210)がネジ結合され、固定カバー(210)の内側に固定ナット(220)が装着されて作動部材(140)に形成されたネジ結合部(146)にネジ結合で固定状態が維持される

ようにした構成で、作動部材(140)の張力調節状態が維持されるようにする」ことにある。



本件特許の図3(部分のみ)

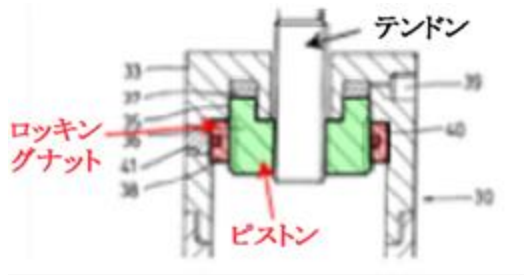
- 4) これに対して原告は、従前確定審決での無効証拠とは全く異なる先行発明1、2、4を提出し、先行発明1又は2に先行発明4を結合して本件特許の請求項4を容易に導き出すことができる旨を主張した。

特許法院の判断

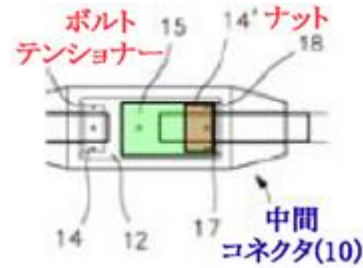
特許法院は次の理由により、先行発明1又は先行発明2と、先行発明4のロックナット構成との結合が容易であると判断した。

- 1) 本件請求項4の発明は、**固定カバー(210)**をシリンダ本体(110)に、固定ナット(220)を**作動部材(140)**に各々ネジ結合することにより、作動部材(140)が回転する場合でも固定ナット(220)が回転するだけで固定カバー(210)は回転せず、その結果、作動部材の進退が遮られ移動が制限されるため、張力がそのまま維持される効果を有する。

先行発明1はロックナット(38)がテンドンと結合したピストンにネジ結合し、先行発明2はナット(14')が引張部材にネジ結合して張力を維持する機能をする。しかし、テンドン又は引張部材が回転すると、ネジ結合されたロックナット(38)又はナット(14')が共に回転して、テンドンの場合は下方に、引張部材の場合は中間コネクタの外側に移動するため、張力を維持することができない。

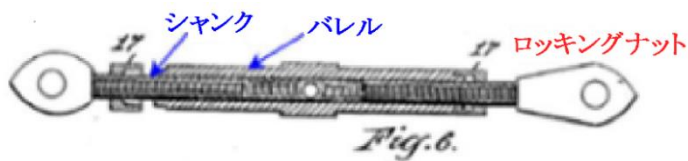


先行発明 1 の図 3 (部分)



先行発明2の図4(部分)

先行発明4は、バレルのハブにある孔にロッドを挿入してバレルを回転させることで、左右のヘッドに連結されたシャンクがバレル中心部に向かって引っ張られるようにする機械式サドル装置である。ロックナット(17)がシャンク及びバレルの端部にネジ結合されて張力を維持する機能をするが、外力によってシャンクが緩む場合(すなわちシャンクがバレルの外部に進出するように回転する場合)、ロックナット(17)も一緒に回転するので、張力を維持することができない。



先行発明4の図6

このように先行発明1、2、4は、テンドン、引張部材、シャンクが回転する場合に張力を維持できないという点で、本件請求項4の発明と先行発明の技術的課題及び作用効果が同一であると認めることができない。

- 2) 先行発明1、2には、外力などによって作動部材が回転する場合に張力が維持されないという問題点に関する認識及び先行発明4のロックナット構成を結合しようとする動機が示されていない。
- 3) 先行発明1に先行発明4のロックナット(17)を結合し、又は先行発明2に先行発明4のロックナット(17)を結合して本件請求項4の発明に至るためには、相当な構造変更(※判決文中の詳細な説明は省略)が要求さ

れるが、その結合が容易であるとは認められない。

以上のとおり、本件請求項4の発明は、先行発明1又は先行発明2と先行発明4の結合によっても進歩性が否定されない。先行発明1、2、4は従前確定審決の結論を覆すことができるほどの有力な証拠に該当しないので、本件の審判請求は、従前確定審決と同一事実および同一証拠による審判請求として特許法第163条に規定された一事不再理の原則に違反して不適當である。本件の審決はこれと結論を同じくし、適法である。

コメント

一事不再理の原則に対して、韓国特許法第 163 条は「この法律による審判の審決が確定したときは、その事件については、何人も、同一の事実および同一の証拠に基づいて再び審判を請求することができない。」と規定しており、これに違反した場合、当該審判請求は不適法として却下される。ここでの「同一証拠」について、韓国大法院は「以前に確定された審決の証拠と同一の証拠だけでなく、その審決を覆すほどの有力でない証拠が付加されることも含む」と判示したことがある(大法院 2005.3.11.言渡し 2004 フ 42 判決)。

本件において無効審判の請求人は既に確定した無効審決の証拠とは全て異なる新たな証拠を提示しており、これについて特許法院では、新たな証拠が確定審決を覆すことができるものであるか否かかを判断するため、本案に関する実質的判断を先行して進歩性なしの判断をまずしている。これに基づき、当該証拠は確定審決の結論を覆すことができるほどの有力な証拠には該当しないという理由で「同一証拠」の範囲に含むと判断しているところ、これは上記の大法院判例の趣旨のように「同一証拠」の意味を広く解釈したものである。

その一方、別の特許法院判例(特許法院 2021.11.25.言渡し 2021 ホ 3680 の判決)では、「先行の確定した審決の証拠とは全く重複することなしに新たな証拠のみが提出された場合で、その証拠のみにより先行の確定審決を変更できない場合において、同一の証拠に該当すると解釈するのは、同一証拠の範囲を過度に拡張解釈したもので、文言の可能な解釈の範囲を超える」として、今回の特許法院判決とは異なる趣旨で判断した判決もある。

以上のように、韓国での一事不再理に関する「同一証拠」の解釈については、本件判決とは異なる趣旨の判決も存在している状況であり、今後も類似の事件における法院の判断を注視していく必要がある。

大法院、特許権存続期間延長登録の基礎となる医薬品の新物質の範囲を限定的に解釈

弁理士 申秀範

韓国において新物質を有効成分として最初に品目許可を受けた医薬品に対しては、医薬品許可等により実施できなかった期間の分だけ特許権の存続期間延長登録が可能であり、この場合の新物質は、韓国特許法施行令で「薬効を示す活性部分の化学構造が新たな物質」と定義されている。韓国大法院は、既に許可された「インターフェロンベータ 1a」にポリエチレングリコール(PEG)を共有結合して PEG 化(PEGylation)した「ペグインターフェロンベータ 1a」が新物質に該当するか否かが問題となった事案において、「薬効を示す活性部分」は「インターフェロンベータ 1a」であって、ペグインターフェロンベータ 1a は「薬効を示す活性部分」と認めることができず新物質に該当しないとして、これに基づく延長登録は許容されないと判示した(大法院 2024.7.25.言渡し 2021 フ 11070 判決)。

事実関係

本件特許発明は、生物学的活性化合物とコンジュゲートされる残基を有するポリアルキレングリコールに関するもので、関連医薬品に対し2016年7月11日に医薬品輸入品目許可を受けている(「許可医薬品」という)。

一方、これに先立つ2009年4月22日には、有効成分を「インターフェロンベータ1a」とする医薬品について食品医薬品安全処長から輸入品目許可を受けていた(「既許可医薬品」という)ところ、本件特許発明に係る許可医薬品は、インターフェロンベータ1aにPEGを共有結合してPEG化した「ペグインターフェロンベータ1a」を有効成分とするものであった。

特許法施行令第7条第1号は、許可等による延長登録出願の対象発明の一つとして、「特許発明を実施するために薬事法第31条第2項・第3項又は第42条第1項により品目許可を受けた医薬品[**新物質(薬効を示す活性部分の化学構造が新しい物質をいう)**を有効成分として製造した医薬品として初めて品目許可を受けた医薬品に限る]の発明」を規定している。

原告は許可医薬品に基づいて存続期間延長登録出願をしたが、特許庁は許可医薬品と既許可医薬品

は共に再発性多発性硬化症治療剤としてその適応症が同一であり、これに対する治療効果を示す活性部分が「インターフェロンベータ1a」で同一であって新物質に該当しないため、特許法施行令第7条の延長登録出願対象ではない旨により延長登録出願に対して拒絶決定を維持する決定をした。

出願人はこれを不服として、特許法院に審決取消訴訟を提起した。特許法院は、上記施行令の条項中「薬効を示す活性部分」の解釈について、許可医薬品において薬効を示す活性部分は「ペグインターフェロンベータ1a」であって活性部分を「インターフェロンベータ1a」とする既許可医薬品とは異なり、上記施行令の条項で定めた新物質を有効成分として製造した医薬品に該当すると判断し審決を取り消した。

具体的な原審の判決理由は次のとおりである。

- 1) 上記施行令条項の「薬効を示す活性部分」において、「**薬効**」は適応症に限定されず、「医薬品の成分中に内在する薬理作用により特定疾病を診断・治療・軽減・処置又は予防する効果」を意味する。この時、特定の疾病を診断・治療・軽減・処置若しくは予防する効果の大小及び持続時間の程度、効果に付随して発生する副作用の有無に差がある場合には「**薬効**」が同一であると認めることはできない。
- 2) ペグインターフェロンベータ1aがインターフェロンベータ1aに対して有する生物学的活性および薬動学的特性の差は、結果的に許可医薬品の再発性多発硬化症に対する治療効果の増大をもたらす、上記のような生物学的活性の差異、薬動学的特性の改善、治療効果の増大は、いずれもインターフェロンベータ1aにポリエチレングリコールが結合されることによって現れる効果である。したがって、許可医薬品の成分中に内在する薬理作用によって再発性多発性硬化症を治療する効果を示す部分は「ペグインターフェロンベータ1a」であり、「インターフェロンベータ1a」部分に限定されると認めることはできない。

特許庁は、特許法院の判決を不服として大法院に上告した。

大法院の判断

まず大法院は、上記施行令条項における「薬効を示す活性部分」は「医薬品の有効成分中、活性を有しながら内在する薬理作用により医薬品品目許可上の効能・効果を示す部分」を意味すると判断した。また大法院は、それ自体では活性を有しない部分が従来の品目許可がされた医薬品の「薬効を示す活性部分」に結合されて医薬品の効能・効果の程度に影響を及ぼすとしても、これは医薬品の効能・効果としての

「薬効」を示す部分ではないため、このような部分が「薬効を示す活性部分」に結合されているという事情だけでその結合物全体を上記施行令の条項でいう「薬効を示す活性部分」と認めることはできないと判断した。具体的な判断根拠は以下のとおりである。

- 1) 薬事法令の内容を総合すると、医薬品が示す効果としての「**薬効**」は「医薬品が特定疾病を診断・治療・軽減・処置又は予防する効果」と理解でき、このような効果の有効性は医薬品の品目許可対象である「効能・効果」として検討・管理されているので、結局、薬事法上、品目許可を受けた医薬品に関して適用される上記施行令条項でいう「薬効」は特定疾患名又は症状名を基準とする医薬品品目許可対象としての「効能・効果」を意味すると見ることができる。
- 2) 上記施行令の条項は、薬事法上、品目許可を受けた医薬品の「有効成分」が新物質であることを要求し、その新物質を「**薬効を示す活性部分**」の化学構造が新たな物質と定義し、文言上「薬効を示す活性部分」と「有効成分」を区分する規定形式をとりながら、化学構造が新物質であることを要求する対象は「有効成分」ではなく「薬効を示す活性部分」と明示している。ところで、薬理学的に「活性」は薬物が人体内の細胞等に作用して生体機能に変化を起こす性質をいい、「薬効」は特定疾患名等を基準とする医薬品品目許可対象としての「効能・効果」を意味するため、「薬効を示す活性部分」は「人体内の細胞等に作用して医薬品品目許可上の効能・効果を発現する部分」と解釈するのが合理的である。上記施行令条項は、このような部分の化学構造が新しい物質を有効成分とする医薬品の発明を、有効性・安全性等の試験により長期間が要される発明として、特許権の存続期間延長対象となる発明と規定したものである。
- 3) 「医薬品の品目許可・届出・審査規定」第2条第1号は、「有効成分」を、「内在する薬理作用により、その医薬品の効能・効果を直接若しくは間接的に発現すると期待される物質又は物質群であり、主成分をいう。」と規定しているところ、「有効成分」は分子単位で把握されるので、「薬効を示す活性部分」に該当しない部分が「薬効を示す活性部分」に結合され医薬品の効能・効果の程度に影響を及ぼす場合にも、その全体成分の概念が含まれる可能性がある。しかし、上記施行令条項の規定形式と内容が「有効成分」と「薬効を示す活性部分」を峻別している以上、それ自体では活性を有しない部分が「薬効を示す活性部分」に結合されて医薬品の効能・効果の程度に影響を及ぼしたとしても、その結合物全体を上記施行令条項でいう「薬効を示す活性部分」と認めることはできない。
- 4) 医薬品品目許可等のために必要な有効性・安全性等の試験により長期間を要する発明に限り、これを救済するよう定めている特許権存続期間延長制度の趣旨及び目的に照らしてみても、既に品目許可がされた医薬品の公知となった活性部分が発現する効能・効果の程度に影響を及ぼすためにそれ自

体では活性を有さない部分を付加した医薬品発明は、特許権存続期間延長対象となる発明とは認め難い。

続いて大法院は、本件の許可医薬品は、上記施行令の条項でいう「薬効を示す活性部分の化学構造が新たな物質である新物質を有効成分として製造した医薬品」ではないので、その医薬品の発明である請求項は、許可等による特許権存続期間の延長対象発明に該当しないと判断し、原審判決を破棄して事件を特許法院に差し戻した。

その具体的な判断根拠は以下のとおりである。

- 1) 許可医薬品は、既許可医薬品の有効成分であり薬効を示す活性部分であるインターフェロンベータ1aにポリエチレングリコールを結合してPEG化することにより既許可医薬品と同じ効能・効果である再発性多発性硬化症の治療効果を有しながらもインターフェロンベータ1aの血液中の平均滞留時間および半減期を増加させた医薬品であり、その有効成分はペグインターフェロンベータ1aである。
- 2) 許可医薬品の有効成分のうち、体内活性を有し再発性多発性硬化症の治療効果を示す部分はインターフェロンベータ1aであり、インターフェロンベータ1aに結合されたポリエチレングリコール部分は体内活性や治療効果を持たずにインターフェロンベータ1a部分が血液中に長く滞留するようにするなど、インターフェロンベータ1aの活性程度に影響を及ぼす部分に過ぎない。したがって、許可医薬品の有効成分のうち「**薬効を示す活性部分**」は**インターフェロンベータ1a**であり、ポリエチレングリコール部分が「薬効を示す活性部分」であるインターフェロンベータ1aに結合されたとしても、その結合物全体であるペグインターフェロンベータ1aを上記施行令条項でいう「薬効を示す活性部分」と認めることはできない。
- 3) インターフェロンベータ1aをペグインターフェロンベータ1aにPEG化する過程で、インターフェロンベータ1aの立体的化学構造に変化が誘発されたことが直接的に確認されず、また、再発性多発性硬化症の治療に関連する活性の差が、インターフェロンベータ1aの立体的化学構造の変化を伴わずには示されないという程度に達するものとは認められないため、許可医薬品において「薬効を示す活性部分」であるインターフェロンベータ1aの部分が「医薬品」である。

コメント

医薬品特許の存続期間延長登録の対象となる新物質の認定範囲に関して、韓国の特許法及びその施行令等では、「薬効を示す活性部分」の定義やその具体的な範囲については規定していない。

これに関して本件で特許法院は、「薬効」の意味を適応症に限らずに相対的に広く解釈し、治療効果の大小及び持続時間の程度、効果に付随して発生する副作用の有無に差がある場合も「薬効」が異なるものとしている。その上で、PEG 化薬物は、適用症に対する治療効果は同一であるとしても生物学的活性及び薬動学的特性の差があるとし、「薬効を示す活性部分」は PEG 化薬物全体であるため、既許可医薬品の有効成分である「インターフェロンベータ-1」に PEG を共有結合させ PEG 化した「ペグインターフェロンベータ 1a」を新物質として判断した。

しかし大法院は、①「薬効」は特定疾患名又は症状名を基準とする医薬品品目許可対象としての「効能・効果」を意味し、②「薬効を示す活性部分」は「有効成分」と区別されるもので、「医薬品の有効成分のうち活性を持ちながら内在した薬理作用によって医薬品品目許可上の効能・効果を示す部分」と限定的に解釈した。これに基づき、本件医薬品の有効成分である「ペグインターフェロンベータ 1a」のうち、**PEG 部分を除いた「インターフェロンベータ 1a」だけが「薬効を示す活性部分」に該当する**と判断し、ペグインターフェロンベータ 1a は新物質として認めなかった。

本大法院判決は、医薬品特許の存続期間延長登録の対象となる新物質の定義として、「薬効を示す活性部分」の意味についての見解を明確に示した点で意義がある。特に本件は、韓国特許庁でも大きな関心を集め、かつ上告審まで進んだ事件であることから、韓国特許庁での存続期間延長登録出願に対する審査実務にも本判決の内容が反映されるものと見られる。すなわち、本判決で「有効成分」と区別して「薬効を示す活性部分」の意味を厳格に解釈したことを考慮すると、今後の審査実務では生物学的活性および薬動学的特性が改善された改良薬物の特許権存続期間延長が認められにくくなる可能性が考えられる。したがって本大法院判決は、医薬業界における今後の医薬品開発及び特許戦略の樹立において考慮する必要がある。

特許審判院、最初の許可適応症を超えて後続の許可適応症も、存続期間が延長された特許権の効力が及ぶ用途範囲に含まれると判断

弁理士 李碩宰, 弁理士 朴正珉, 弁理士 安多英

特許審判院は最近、特許法第 95 条(存続期間が延長された特許権の効力範囲)に規定された「特定用途」の意味の解釈に対し争った権利範囲確認審判事件において、「特定用途」を最初の許可適応症に限定解釈すべきではないとして、後続の許可適応症に関する確認対象発明は存続期間が延長された特許権の権利範囲に属する旨の審決をした(審判番号 2023 ダン 533、2023 ダン 534、2023 ダン 555 など)。本件は特許権者であるオリジナル社側を当所で代理した事件として、現在、特許法院に係属中ではあるが、韓国における新薬の保護に影響を与えるものと考えられ、以下、紹介する。

事実関係

本件特許権者は、K-CAB 錠(Tegoprazan)の物質特許に係る特許権を有し、最初の許可適応症に基づく特許権存続期間の延長登録を受けている。

これに対し約 70 のジェネリック社は、K-CAB 錠の最初の許可適応症を除いた **3 つの後続の許可適応症**をそれぞれ確認対象発明とし、韓国の審判でも例を見ない計 213 件という多大な数の権利範囲確認審判を提起した。ジェネリック社は、K-CAB 錠の最初の許可適応症と後続の許可適応症は異なるため、最初の許可適応症に基づいて存続期間が延長された特許権の効力は確認対象の発明に及ばないと主張した。これに対し特許権者は、存続期間が延長された特許権を守るために、ジェネリック社による数々の主張に対して 1 年余りの間、対応し続けた。その結果、特許審判院は、特許法第 95 条の規定及び過去の大法院判決(ベキシア大法院判決、2019.1.17.言い渡し 2017 ダ 245798 判決)の判断法理に基づき、後続の許可適応症に関する確認対象発明は存続期間が延長された K-CAB 錠物質特許権の権利範囲に属する旨の審決を下し、特許権者が 213 件の全ての審判事件に勝利する結果を収めた。

特許審判院の判断

本事件における特許審判院の詳しい判断内容は、以下のとおりである。

- 1) 特許法第95条は、存続期間が延長された特許権の効力範囲が「延長登録の理由になった許可等の対象物に関する特許発明の実施」に及ぶ旨を規定しているのみで、許可等の**対象「品目」の実施**に制限しているわけではない。このような法の規定及び趣旨によると、存続期間が延長された特許権の効力範囲の判断は、品目許可を受けた医薬品と、特定疾病に対する治療効果を示すと期待される特定の有効成分、治療効果や用途が実質的に同一であるかを中心に判断すべきである。
- 2) 本件特許発明の明細書記載によると、本件特許発明は、物質特許として「**胃酸の分泌を抑制して治療される酸関連疾患**」に使用できる**新規のテゴプラザン化合物**を創製したことにその技術的意義があり、最初の許可適応症と後続の許可適応症はいずれも **テゴプラザンで胃酸分泌を抑制して酸関連疾患を治療する**ものである。
- 3) 最初の許可適応症と後続の許可適応症は、①教科書、ガイドライン、学術文献等の文献、②K-CABのようなP-CAB(Potassium-Competitive Acid Blocker; カリウム競争的胃酸分泌抑制剤)の部類に属する他の医薬品の許可事項、③K-CABの前の世代における胃酸分泌抑制剤の開発の歴史及び許可事項等を考慮したとき、「胃酸分泌抑制による酸関連疾患への治療」という点で実質的に同一である。
- 4) 後続の許可適応症は、最初の許可品目の日よりも前から順次、許可のための臨床試験を準備してきており、そうした臨床試験の日程に応じて許可された順番が異なっただけで、各許可適応症に具現された技術的意義、治療効果や用途の違いによってその許可時期が異なっただけではない。

コメント

存続期間が延長された特許権の効力については各国で扱いが異なっており、欧米では、存続期間が延長された特許権の効力を、許可された有効成分を含有する医薬品の「すべての用途」に及ぶものとして広く認められている。これに対し韓国は、延長された特許権の効力範囲を**許可対象物の「特定用途」**に及ぶものと規定している(特許法第 95 条)。日本も延長された特許権の効力範囲に関して韓国と類似の法文規定を置いているが、最初の許可に基づいて 1 回のみ延長可能な韓国とは異なり、複数の許可に基づいて複数回の延長が可能とされており、それに基づいて延長された特許権の効力範囲を認めている。

韓国の特許法第 95 条の「対象物」の解釈については、2019 年のベシケア大法院判決において、「対象物は許可医薬品の主成分(ソリペナシニコハク酸塩)ではなく有効成分(ソリペナシン)と解釈すべきであると判示されている。これ以降、ジェネリック社は、医薬品の主成分を許可医薬品とは異なる他の塩又は溶媒和物等に変更する方法では延長された特許権を回避することが難しくなったことから、特許法第 95 条の「特定の用途」の意味が最初に許可された薬事法上の適応症(効能・効果)に限定されるべきである旨を主張するようになってきている。すなわちジェネリック社は、存続期間の延長登録の基礎となった最初の許可適応症を削除して後続の許可適応症のみで許可を受けることにより、延長された特許権を回避しようとする戦略を試みている。

こうした中、特許法第 95 条の「特定用途」の意味についてオリジナル社とジェネリック社との間で解釈上の争いが生じているところ、これまで特許審判院の事件において、特許法第 95 条の「特定用途」は最初に許可された適応症(薬事法上の効能・効果)に限定されるものではなく「特許法上の用途」を意味するものであるため、存続期間が延長された特許権の効力範囲は最初の許可適応症を超えて後続の適応症にも及ぶ旨の審決を下した(ガブス事件及びイグザレルト事件²)。この 2 つの審判事件は、延長された存続期間が満了した等の理由により請求人が審決への不服を申し立てなかったことから、特許法院での審理はなされず確定した。

これに関連し、本審決も同様に、特許法第 95 条の「特定用途」を最初の許可適応症に限定解釈すべきではない点を再確認したという点で意義がある。すなわち本審決は、新薬開発のために多大な労力を投じたオリジナル社の正当な利益は当然保護されるべきである一方、かかる医薬品開発に対して労力もかけずにただ乗りしようとするジェネリック社の便法は許されないことを明確にしたものである。こうした本審決の立場は、オリジナル社の新薬開発に対して持続的に投資できるようにし、それが韓国国内の医薬産業の発展につながることを期待するものといえよう。本審決については多くのジェネリック社が不服として特許法院に提訴しており、これにより特許法第 95 条の「特定用途」の意味について特許法院の判断を受ける最初の事件になるものと思われ、その帰趨が注目される。

² ガブス事件およびザレルト事件も当所が特許権者側を代理している。

韓国法院、商標権侵害に関し初めての懲罰的損害賠償認定

弁理士 柳昌吾, 弁理士 尹皓植

このたび韓国で、故意に商標権を侵害した企業に対し商標法上の懲罰的損害賠償を認めた初の判決が出された。

韓国特許法院は、乳幼児用食品の専門メーカーH社が、自社の商標登録が幼児用菓子メーカーI社の類似の先登録商標によって無効が確定したにも関わらず、故意に侵害行為を継続したことに対し、本来の損害額1億ウォンの2倍である2億ウォンの賠償責任があると判断した。これまで韓国のIP分野では2023年10月に特許権侵害に関し懲罰的損害賠償を認めた事例(50%増額)はあったが、商標権侵害に関する認定例は2020年10月の制度導入以来初めてである。

当該商標権侵害訴訟事件で、一番のソウル中央地方法院は、H社の商標権侵害開始日から商標登録無効確定日までの損害額5億ウォンだけを損害賠償額と認定した。しかし、二番の特許法院は、一番で認めた損害賠償額5億ウォン以外に、その後の故意侵害期間の損害額1億ウォンも認め、懲罰的損害賠償制度により損害賠償額はその2倍である2億ウォンとなるべきであるとして、合計7億ウォンの損害賠償額を認めた。具体的に、特許法院では次のような事情を考慮して懲罰的損害賠償を認めた。

- 1) 被告の継続的なオンライン広告等の故意的侵害行為により、原告登録商標の識別力がかなりの部分損なわれた点
- 2) 被告は確定判決によって侵害製品の販売が原告登録商標に対する商標権侵害になるという点を明確に認識しながらも侵害行為に及んだ点
- 3) 故意侵害が認められる2年6ヶ月が決して短い期間とはいえない点
- 4) 被告は食品業界に占める地位と蓄積された資本力を基にオンライン広告検索語を容易に掌握して原告のビジネスチャンスを封鎖できた点
- 5) 被告の被害救済努力が十分であったとは認め難い点

今回の判決はこれまでの商標権侵害判例に比べ多少大きな額の損害額が認められ、それと共に懲罰的損害賠償の適用も従前の1.5倍から2倍の額が認められたという点で意味がある。併せて、2024年8月から特許法上の懲罰的損害賠償の限度が3倍から5倍に引き上げられたという点で、韓国では知識財産権

を強く保護しようという傾向が高まってきているといえる。今後 IP 分野において損害賠償請求訴訟はもちろん、懲罰的損害賠償制度の活用度もより一層高まっていくことが期待される。

商標共存同意制度、施行4ヶ月で447件受付 - 業界の反応上々

弁理士 李瓊宣

韓国では2024年5月1日付で商標共存同意制度が導入されてから6ヶ月が経過したが、先ごろ韓国特許庁より、同制度が導入直後から出願人らに好意をもって迎えられ軌道に乗りつつあるという発表があった。

商標共存同意制度とは、先登録(出願)商標の権利者の同意を得れば類似の後出願商標でもその登録を認める制度である。特許庁の統計によると、拒絶される商標出願の40%以上が先登録(出願)との類似性によるもので、そのうちの約82%が中小企業および零細事業者による出願商標であるが、それらの商標登録の可能性を高めるとともに、これまで共存登録のためにはアサインバックなどの迂迴的方法を利用しなければならなかった不便性を解消する一方、すでに海外の様々な国で運用中の制度として国際的傾向とも軌を一にする観点から韓国でも同意書制度を導入するに至った。

特許庁によれば同制度施行後4ヶ月で447件もの共存同意申請があり、そのうち企業 - 企業間の共存同意申請が321件(72%)で最も多く、次いで個人 - 企業間70件(16%)、企業 - 個人間36件(8%)、個人 - 個人間20件(4%)の順であった。

商標共存同意書受付現況

権利者区分 [先登録(出願)人/後出願人]	出願件数	審査状態 (同意書受付時点)	出願件数
企業/企業	321件 (72%)	審査待機 (意見書提出、未着手、保留など)	217件 (49%)
個人/企業	70件 (16%)	出願公告	185件 (41%)
企業/個人	36件 (8%)	登録決定	34件 (8%)
個人/個人	20件 (4%)	審判段階	6件 (1%)
-	-	その他 (取下げ、再審査など)	5件(1%)
合計	447件(100%)	合計	447件 (100%)

(2024年8月31日基準)

同意書受付時の審査状態をみると、審査待機(意見書提出など)217件(49%)、出願公告185件(41%)、登録決定34件(8%)、そして審判段階(拒絶決定不服審判)6件(1%)の順に集計され、商標出願から審査、審判にわたる多様な段階で同意書が活用されていることが明らかになった。

韓国と時期を同じくして今年4月1日付で同意書制度を導入した日本の場合は、施行日以降の出願から改正法が適用されるのに対し、韓国では経過規定を設け、施行日前の出願でも施行以後に登録可否が決定される出願であれば同意書提出を通した対応が可能であるため、施行後4ヶ月で400件を越す利用実績をあげることができたものとみられる。

このように韓国の商標共存同意制度は開始から上々の反応を得て活発に活用されていると評価できる。

“YES ジャパン”旋風、韓国で日本製品の人気上昇

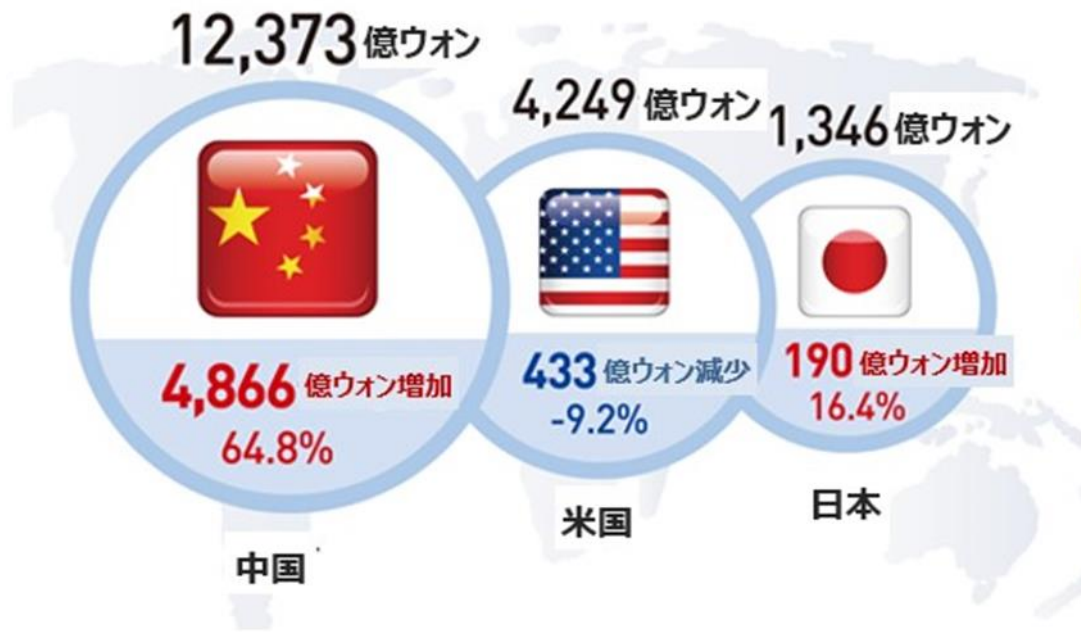
弁理士 李瓊宣

韓国では5年前、日本製品不買運動、いわゆる“ノージャパン(No Japan)”の勢いが盛んであったが、一転して現在は“イエスジャパン(Yes Japan)”旋風が巻き起こり日本製品の需要が急増している。このような変化は主に円安とインデミックが重なることで日本への旅行者が増加し、日本製品に対する認識が肯定的に変化したことから始まったと分析されている。日本の新聞通信調査会による2023年末の世論調査では、「日本に好感がある」と答えた韓国人の割合が44%で2015年の調査以来最高値となり、日本政府観光局(JNTO)の発表によると2024年上半期に日本を訪れた韓国人は444万人で訪日外国人のうち首位を占めたが、この傾向が下半期にも続いたら韓国成人人口(15～64才、約3632万人)の約24%に達する数値となる。このような雰囲気は以下のような最近の韓国のマスコミ報道からも容易に窺い知ることができる。

- 大谷シャツもコンビニの日本菓子も売切れ続出、今は“イエスジャパン”旋風(朝鮮日報、2024.4.1)¹
- “もう人目は気にしません”…YESジャパンに酒・サンリオ“好きです” (毎経ヘルス、2024.2.26)²
- “ノージャパン終わった”…流通街に拡散する“イエスジャパン” (毎日日報、2024.4.9)³
- コンビニから個人輸入まで、再び“YESジャパン” (ヘラルド経済、2024.3.29)⁴
- 誰も彼もが日本に旅行したら…“驚くべき記録”が現れた(韓国経済、2024.7.19)⁵
- 『青い珊瑚礁』『ギンギラギンにさりげなく』…80年代の日本ヒット曲に国内ファンはまった(聯合ニュース、2024.7.3)⁶

これに伴い、旅行の際に日本製品に接した韓国の消費者は韓国国内でも同じ商品を買いたいようになり、自然と日本製品の個人輸入代行の利用拡大や韓国国内での日本製品の購入につながっている。

韓国統計庁によると、2024年第二四半期のオンラインを通じた日本商品個人輸入額は1,346億ウォン(約147億円)で、2023年同期比16.4%増加したことが明らかになった。



2024年第二四半期のオンラインを通じた日本製品の個人輸入額(前年同期比)

韓国国内での消費をみても、日本の某 SPA ブランドの場合、2023 年の売上が前年比 30.8%増加したほか、某総合家具流通ブランドは 2023 年に国内 1 号店を出店後、3 ヶ月後には 2 号店をオープンし、2024 年中に 10 店舗まで拡大する計画と報道されている。

なかでも特に消費財として日常生活で身近な飲料・食品において、酒類をみると、2023 年の日本ビールの輸入額は前年比 283.3%急増し、2018 年以降 5 年ぶりに外国産輸入ビール首位となり、日本ウイスキーはノージャパン運動拡散前である 2018 年の輸入額の 7.6 倍、日本酒の輸入額は 2,138 万ドルで統計開始以来の最高値を記録した。一方、韓国国内で約 1 万 4,000 店の店舗を確保したと報道されているセブンイレブンでは日本から直輸入した菓子 R の販売量が 50 万個以上にのぼり、日本の人気生チョコレート H は発売後 10 日で 10 万個を記録した。また韓国でも人気が高い大谷翔平選手を起用した緑茶製品の超大型広告がソウル中心の光化門(クワンファムン)のビル壁面に掲示されるなど、その人気を実感させた。⁷



韓国国内で1万7390店を展開するコンビニチェーンGS25で販売されている日本酒類

このように現在韓国では衣類から食品に至る広い分野で多様な日本製品が人気を博しており、今後もその傾向は続くと予想される。しかしこのような日本製品の人気に乗じて模倣商標が出現したり、商標出願が先占される可能性も高だけでなく、日本では当然誰もが使用できる商標であっても韓国では商標登録が可能なケースもあることから⁸、日本企業としては自社製品とブランドを保護するために韓国での商標権確保などの法的保護対策を盤石にしておく重要性がより一層高まっているといえる。さらに現在韓国では審査滞積などにより商標出願から登録まで平均14ヶ月を要しているという点にも留意が必要である。

¹ https://www.chosun.com/economy/market_trend/2024/04/01/XGSD4UOFANA3TMFAFYRL7ELMUY/

² <https://www.mkhealth.co.kr/news/articleView.html?idxno=67423>

³ <https://www.m-i.kr/news/articleView.html?idxno=1109595>

⁴ <https://biz.heraldcorp.com/view.php?ud=20240329050186>

⁵ <https://www.hankyung.com/article/2024071953817>

⁶ <https://www.yna.co.kr/view/AKR20240703012400005>

⁷ http://m.journalist.or.kr/m/m_article.html?no=55994

⁸ 韓国ではアイスクリームに対し「」は登録商標である。

商標権侵害品に対する韓国税関の対応強化傾向

弁理士 李俊瑞

最近韓国では、商標権侵害品の流通経路がオフラインからSNSライブ放送販売などの新しい形態でのオンライン流通に移行しつつある。このような動きに合わせ、韓国税関では2024年上半期から輸入段階だけでなく国内販売段階においても侵害品の流通を遮断するための活動を強化しはじめた。

SNSライブ放送を通じて流通された侵害品に対する税関の取り締まり事例

今年上半期、SNSライブ放送を通じて堂々と侵害品販売を行った侵害者が検挙された。侵害者はライブ放送に出演し侵害品を紹介するセーラーをアルバイトで募集した後、TikTok等を通じて侵害品を販売した。侵害者は取り締まりを避けるために故意に偽造品と正規品を取り混ぜて販売・配送したが、侵害品が保管されていた国内秘密倉庫で押収された侵害品は21,938点(市価30億ウォン相当)にのぼった。また類似する方法でSNSライブ放送を通じて10,565点(市価15億ウォン相当)の侵害品を販売した別の侵害者も検挙された(2024年7月25日付 仁川税関報道資料)。



TikTokライブ販売放送画面キャプチャー

ライブ放送画面に写った倉庫内部

出所：関税庁報道資料

中国Eコマース侵害品に対する集中取り締まり事例

中国と地理的に隣接している仁川税関では、4月22日から8週間、海上国際配送貨物に対する集中取り締まりを実施し、4万9,487点(前年比30%増)の偽造品輸入を摘発した。

さらに仁川港にとどまらず、中国からの国際配送貨物が主に搬入される中国と隣接する西側地域の仁川空港・平沢港・群山港などの近隣税関とも関連情報を共有し、仁川港で輸入が遮断された侵害品の迂回搬入にも先手を打って対応する計画であることを明らかにした。特に人体の健康に密接な関連がある成分不明の子ども用品、化粧品、食器類などの侵害品に対してはより集中的に、引き続き強力な取り締まりを行う予定であるとしている(2024年7月23日付 仁川税関報道資料)。

仁川税関は侵害品販売者に対する自主取り締まり以外にも、TikTokやFacebookなどのグローバルSNS運営企業に対し偽造商品販売に使われたアカウントの遮断要請などの積極的措置を取る一方、偽造品販売などの不法行為に関する情報提供者への報奨金支払い等を通して一般消費者の参加度を高め取り締まりの実効性向上を図っている。

一方、韓国では「イエス ジャパン(Yes Japan)」の風潮の高まりを受けて日本製品の需要が急増し、日本製品の個人輸入が増えているだけでなく中国を介した輸入代行も爆発的に増加している状況で、侵害品輸入も増加傾向にある。

Newsletter

A Quarterly Update of Korean IP Law & Policy

KIM & CHANG

INTELLECTUAL PROPERTY

〒04518 大韓民国ソウル特別市中区ジョンドンギル21-15 貞洞ビル17階

T: +82-2-2122-3900 | F: +82-2-2122-3800 / +82-2-741-0328 | E: ip-group@kimchang.com | www.ip.kimchang.com

本ニュースレターは一般的な情報伝達の目的で提供されるもので、当所の公式的な法的見解や法律意見ではありません。具体的な案件に対する措置または、行為を取られる前に必ず当所に法律的諮問を受けて下さい。本ニュースレターの内容(印刷または、電子文書)は出処と著者(KIM & CHANG)を明らかにし、また、内容を任意編集しない場合には、個人的な用途に限り、転載したり第三者と共有することができます。本ニュースレターをご希望の方はip-group@kimchang.comにご連絡下さい。